

これからの年金積立制度
確定拠出年金ハンドブック



I B Nホールディングス株式会社



はじめに

日本の国民年金制度は昭和36年にスタートし、国民の老後生活を支えてきましたが、人口構造の変化に伴い、これまで給付率を引き下げたり支給開始年齢を引き上げるなど、様々な改正が行われてきました。現在、少子高齢化の進展に伴い年金財政はさらに厳しさを増し、制度そのものの見直しが迫られている状況にあります。

このような背景から、老後の生活を支える手段として、いわゆる私的年金と呼ばれる企業年金や個人年金の重要性が増してきました。今回ご案内する確定拠出年金(401k)プランは、公的年金を補完する企業年金として平成13年に法制化され、老後の生活資金作りを国が支援する形で導入されました。掛金は全額損金処理でき、運用益は非課税になるなど様々な税制優遇措置が図られており、施行後10年余りが経過し加入者は約400万人を超え、サラリーマンの9人に1人が加入している規模になりました。一方で中小企業(とりわけ小規模企業)は受託金融機関の加入条件等により加入できないケースもあり、この溝を埋めることが確定拠出年金制度普及の上で大きな課題でもあります。

そこで弊社では、より多くの企業様にこの確定拠出年金をご利用いただけますように引き受け条件を大幅に見直し、厚生年金の事業所であれば企業規模を問わず、加入希望者だけで制度を実施できる**選択制確定拠出年金プラン**を発売いたしました。

小規模の事業所でも加入しやすい選択制確定拠出年金プランがあることをご存知の方は少ないと思います。弊社プランをご採用いただいた数多くの経営者様も、小規模でも加入できることをご存知ではありませんでした。選択制確定拠出年金という耳慣れない制度ですが、企業の福利厚生制度として、加入者が数名でも導入可能な本制度は、導入いただいた役員様、従業員の皆様双方から、たいへんご好評をいただいている次第です。

この小冊子をご覧ください、自助努力での老後資産形成を支援する弊社の**選択制確定拠出年金プラン**をご検討いただく機会となれば幸いです。



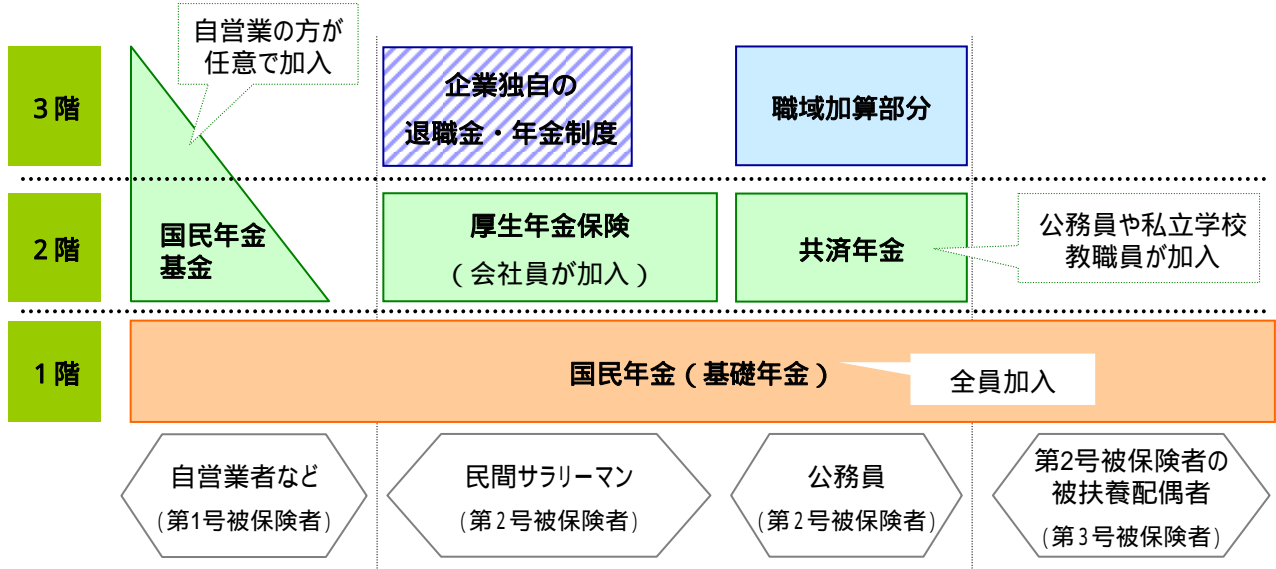
確定拠出年金は一般に“日本版401k(または単に401k)”と呼ばれています。これは、参考になっているアメリカの確定拠出年金制度が、内国歳入法(日本の税法に当たる法律)の401条(k)項を根拠としているため、このように呼ばれています。また、DC(Defined Contribution)と呼ばれる場合もあります。

1. 確定拠出年金制度の概要

(1) 日本の退職金・年金制度

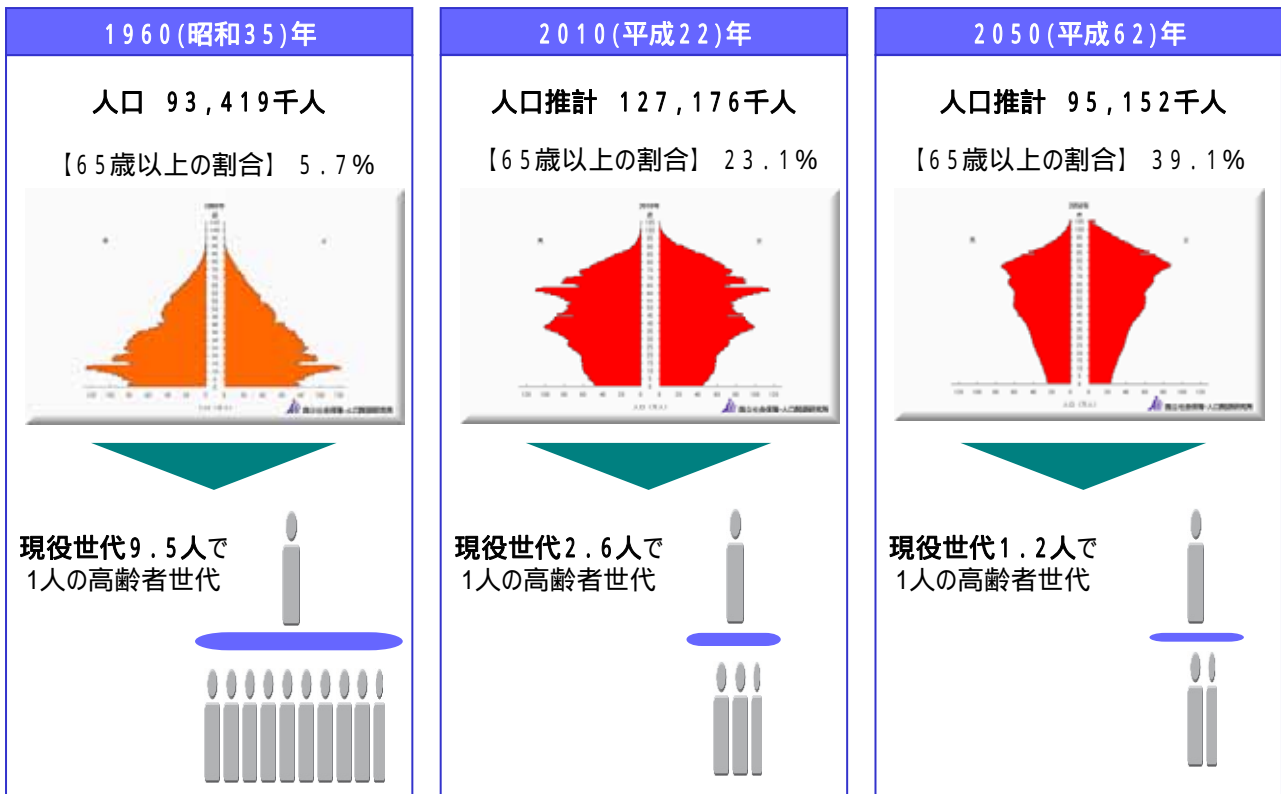
日本の退職金・年金制度は、下図のような3階建ての構造となっています。

1, 2階部分は国が運営する「公的年金」と3階部分の民間が運営する「私的年金」に分けられます。私的年金としては、企業や団体が運営する「企業年金」（厚生年金基金や確定拠出年金等）があり、この他、退職金制度として中小企業退職金共済や退職一時金制度などがあります。



(2) 見直しが迫られる公的年金

1961（昭和36）年にスタートした国民年金制度の仕組みは、現役世代の保険料で高齢者世代の年金給付を賄う賦課方式（世代間扶養）で成り立っていますが、少子高齢化が進むにつれ、給付率の引下げや支給開始年齢の引上げが実施されるなど、賦課方式（世代間扶養）の見直しが迫られています。



出所: 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成18年12月推計)

1. 確定拠出年金制度の概要

(3) 厚生年金の支給開始年齢引上げ

60歳から受給可能であった厚生年金は、2000年の法改正で段階的に支給開始年齢が引上げられ、65歳からの受給となりました。60歳で退職した場合は、65歳までの生活を支える収入がなくなります。それゆえに、在職中から自助努力による資金準備をしていくことが必要になってきました。

公的年金は65歳から支給

男性

昭和36年4月2日以降生まれ

女性

昭和41年4月2日以降生まれ

65歳にならなければ、
公的年金は支給されません。

生活費は月々約28万円

退職した60歳以降、ご夫婦お二人で
生活するための目安は、

月々約27.5万円ですから
年間330万円になります。

総務省「H20年 家計調査年報」の
「夫65歳以上 妻60歳以上、夫婦1組世帯」の月額消費支出275,429円を参考に
しています。

60～65歳で総額1,650万円

60歳の退職時から
公的年金の支給開始までの
5年間の生活費(概算)は、

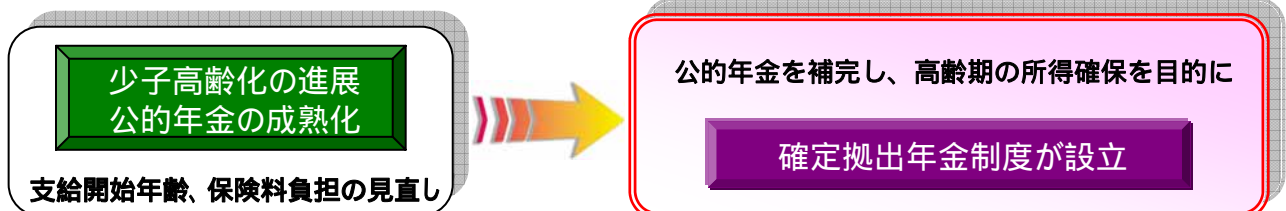
総額1,650万円ですから
この間、“自助努力”が必要に
なります。

(4) 確定拠出年金制度設立の背景

確定拠出年金法の第一条には、この制度の目的が以下のように定められています。

『この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、～中略～国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。』

このように「高齢期における所得の確保」に対応できる制度として、確定拠出年金が誕生しました。



この新しい年金制度は、積み立てた資金をご自身で運用し、また離職や転職しても年金資産を持ち運べる（ポータビリティ）など、一人ひとりの価値観やライフプランに合せた設計を行うことができます。このことから高齢期の生活の多様化に備え、自助努力での老後資産形成を支援するために、税制優遇などが受けられるようになっています。

ポータビリティ



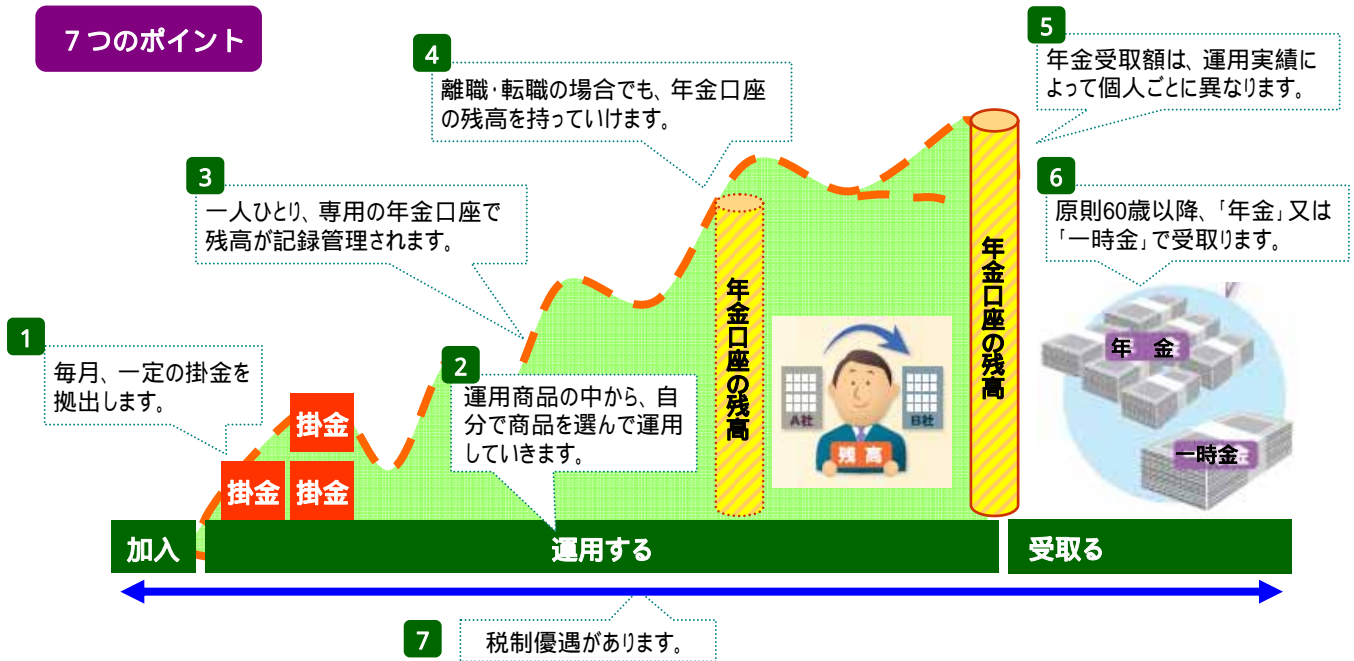
税制優遇



1. 確定拠出年金制度の概要

(5) 確定拠出年金制度の特長

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度です。



(6) 税制優遇措置と掛金限度額

- ◆掛金拠出・運用・給付のそれぞれの段階で、税制優遇を受けることができます。
- ◆掛金については、企業年金の実施状況により、税制優遇が適用される限度額が異なります。

掛金拠出時

掛金は、加入者の給与として扱われないため、税金がかかりません(企業は損金算入)。但し、掛金には限度額が定められています。

運用時

運用期間中の利息や配当などの運用収益は、すべて非課税となります。
*積み立てられた年金資産に対して特別法人税がかかりますが、現在は課税停止中です。

給付時

60歳以降に受け取れる老齢給付金には控除が適用され、税金負担が軽くなります。
年金で受け取る場合 **公的年金等控除** 一時金で受け取る場合 **退職所得控除**

掛金限度額

他の企業年金制度を実施していない場合	51,000円/月額
他の企業年金制度と併用実施する場合	25,500円/月額

* 他の企業年金制度とは、厚生年金基金や確定給付企業年金などのことです。
中小企業退職金共済制度は、企業年金制度に含まれませんので、51,000円が限度額となります。



1. 確定拠出年金制度の概要

(7) 給付のしくみ

- ◆給付金には、原則60歳から受け取れる「老齢給付金」のほか、「障害給付金」「死亡一時金」の3種類があります。
- ◆老齢給付金は、60歳時点での加入者期間が10年に満たない場合は、加入期間に応じて支給開始年齢が65歳まで引き上げられます。

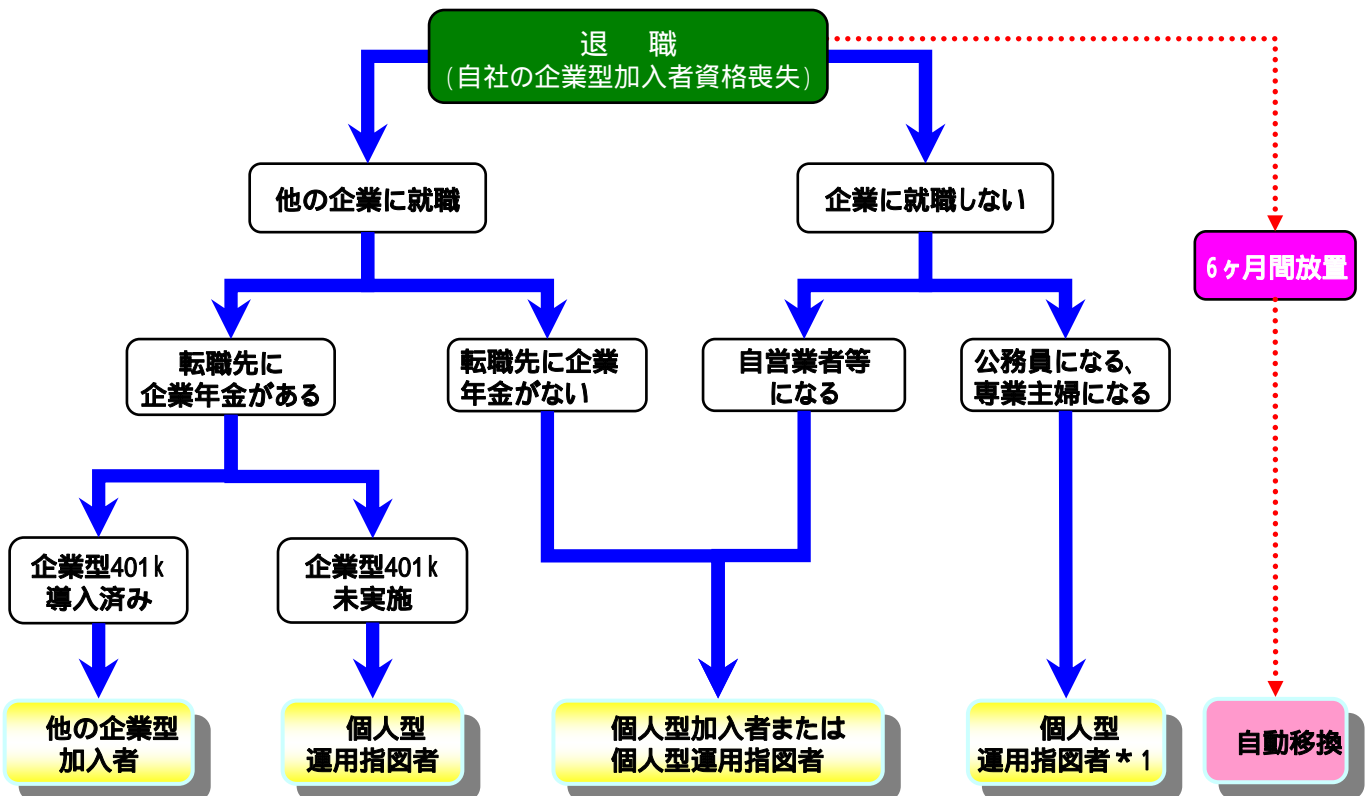
老齢給付金	60歳になったときに、「年金」または「一時金」、もしくは「併給」で受け取れます。 【課税関係】税制優遇があります。
障害給付金	高度障害者になった場合、「年金」または「一時金」、もしくは「併給」で受け取れます。 【課税関係】全額非課税です。
死亡一時金	死亡した場合、その遺族が「一時金」で受け取れます。 【課税関係】みなし相続財産として税制優遇があります。

加入期間別の支給開始年齢

加入期間	支給開始年齢
10年以上	満60歳
8年以上10年未満	満61歳
6年以上8年未満	満62歳
4年以上6年未満	満63歳
2年以上4年未満	満64歳
1年以上2年未満	満65歳

(8) 60歳未満で退職した場合の取扱い

離職・転職した場合でも、年金資産を持ち運び、運用を続けることができます。離職・転職後の扱いは、以下のようになります。



企業型.....企業が導入する確定拠出年金で対象者が加入する年金です。
個人型.....企業年金のない企業の従業員や自営業者等が加入できる確定拠出年金です。
運用指図者...新たに掛金を拠出せず、年金資産の運用のみを引き続き行います。
自動移換.....6ヶ月間手続きを行わなかった場合、国民年金基金連合会(国基連)に自動移換されます。
 自動移換中は利益を生まず、運用指図も出来ません。また管理費用も発生します。

2. 選択制確定拠出年金

今までは、一般的な確定拠出年金制度についてお話してきました。ここからは、この小冊子の本題となる『新しい年金貯蓄 選択制確定拠出年金』についてご説明いたします。

従来の考え方は、確定拠出年金制度はあくまで企業が実施する年金・退職金制度として、企業が掛金を上積みして積み立てるものでした。経営者様におかれましても、年金・退職金制度をより充実させて企業の宝である従業員様の処遇を高められるのであれば、それに越したことはないものをご推察いたします。しかしながら景気回復の明るい材料が見当たらず、価格競争が厳しい今日では、なかなか福利厚生の一層の充実を図ることは難しいのではないのでしょうか。

今回、ご案内させていただきます選択制確定拠出年金は、企業が制度を実施する点は同じですが、掛金については、企業が上乗せして積み立てるのではなく、加入希望者が給与を減額して、掛金に振り替えるしくみになっています。

「財形年金みたいなものですか?」、「給与が減るだけであまりメリットを感じない」というお答えがあるかもしれません。財形年金に近いと言えますが、実は大きな違いがあります。

確定拠出年金の掛金になるということは、加入者の給与とならず、最初から給与は支給されなかったものとして取り扱われます。その結果、この掛金には厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、労災保険料、雇用保険料、所得税、住民税がかからないのです。

社会保険料や課税された後の手取り額から積み立てる財形年金とはこの点が大きな違いであり、選択制確定拠出年金の最大のメリットと云えます。

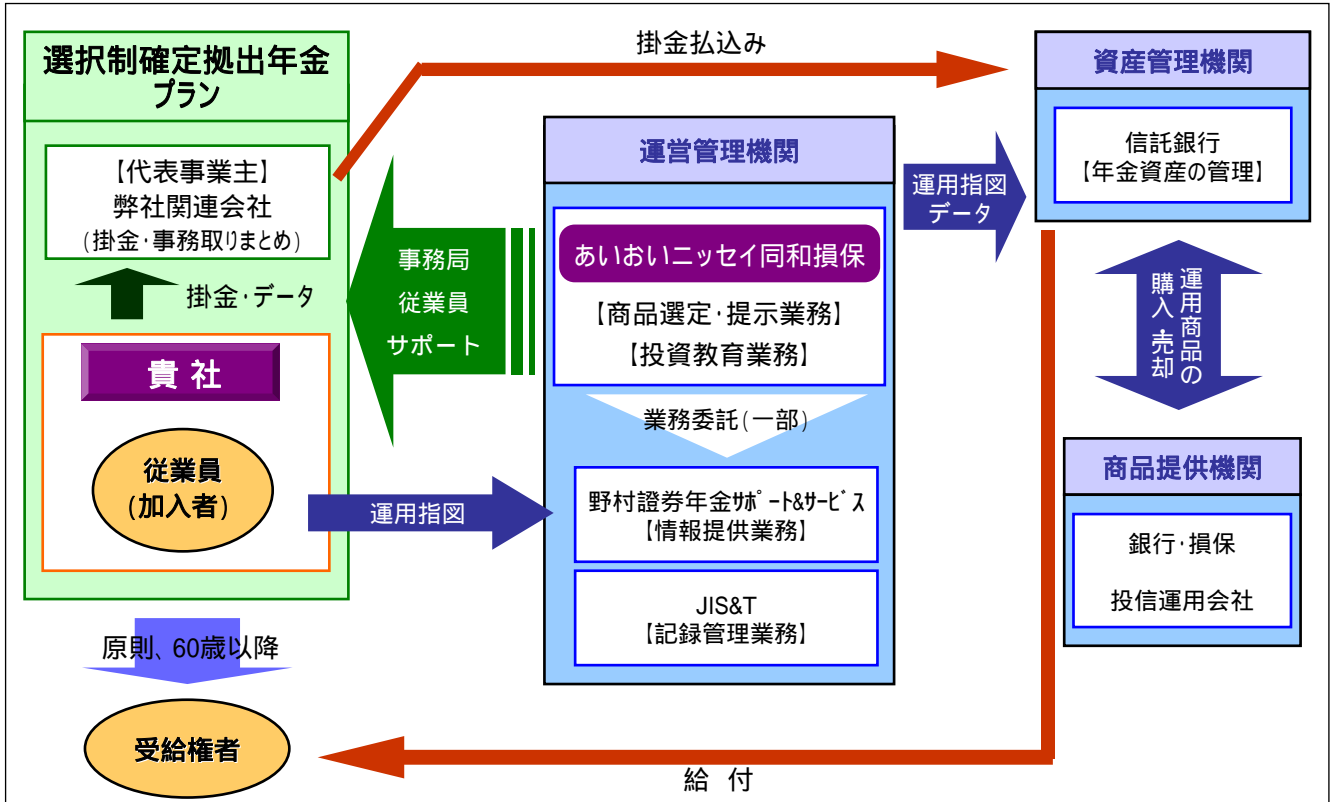
厚生年金保険料、健康保険料などは、原則企業と従業員の折半なので、企業のコスト負担も軽減できる大変魅力的な制度となっています。詳しい内容は次項に記載していますので、引き続きご一読ください。



2-1. 選択制確定拠出年金の概要

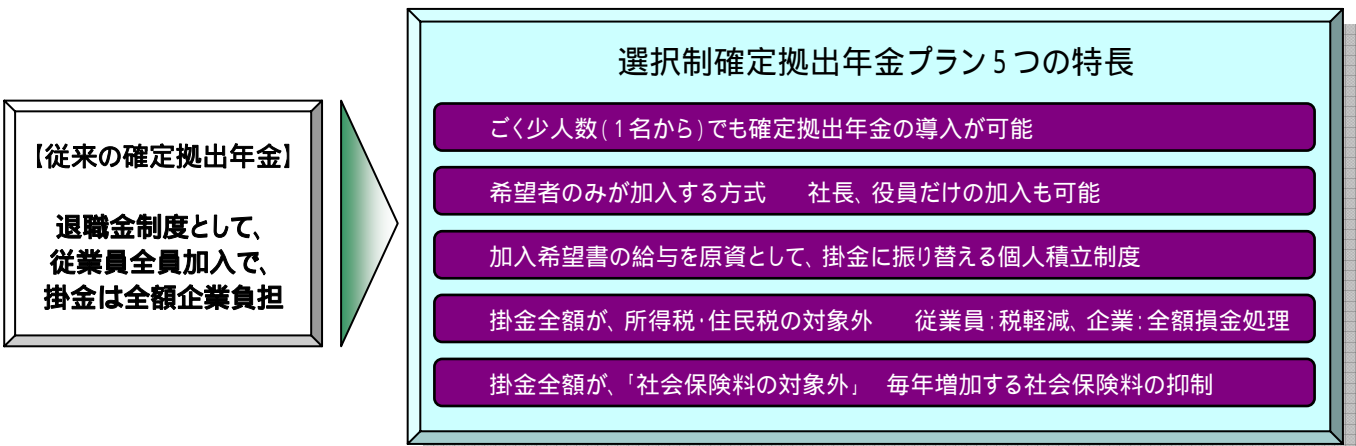
(1) 弊社選択制確定拠出年金プランの概要

- ◆弊社の選択制確定拠出年金プランは、最低加入者数を設けず、少人数からでもご加入いただけるプランです。
*ただし、確定拠出年金法上、厚生年金の適用事業所であることが必要です。
- ◆掛金を定額パターン化し、運用商品を絞り込んだ簡易型のシンプルプランで、確定拠出年金の事務や掛金の取り纏めは、弊社の関連子会社が担いますので、貴社の事務負担も大幅に軽減されます。
- ◆加入者向けのホームページ、コールセンターは、確定拠出年金の運営管理機関に対する満足度調査で総合首位となった野村証券年金サポート&サービスが提供いたします。「日経企業年金調査」2011/11/7年金情報より



(2) プランの特長

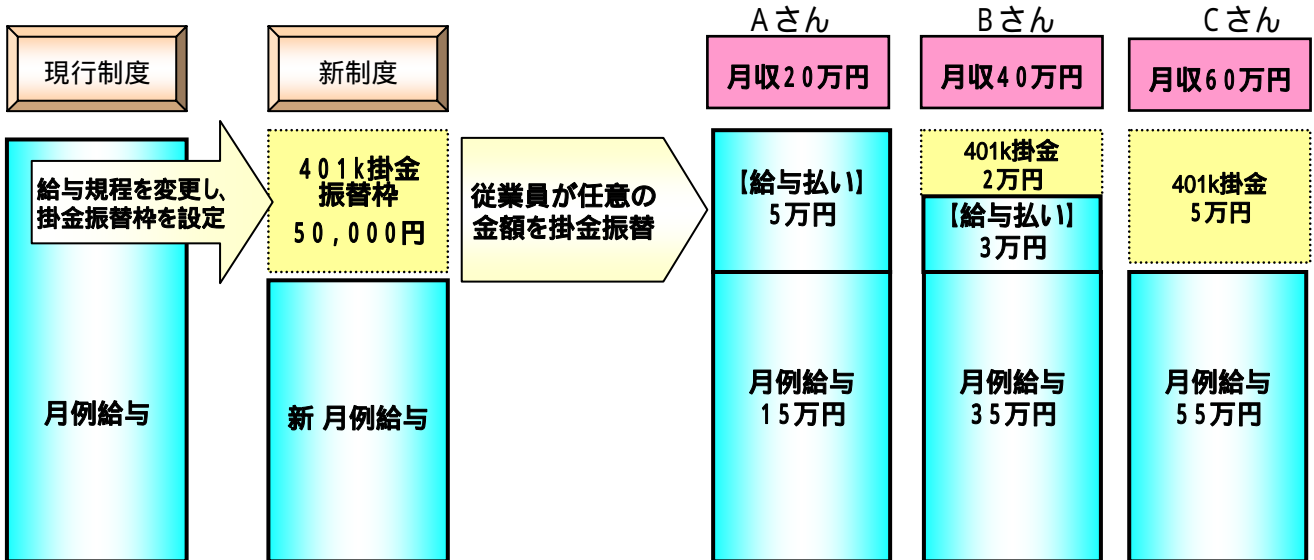
- ◆選択制確定拠出年金は、企業の年金・退職金制度として全員が加入するものではなく、希望者だけが加入するプランで、掛金も加入希望者の給与を振り替えて実施します。



2-1. 選択制確定拠出年金の概要

(3) 選択制確定拠出年金の活用(例)

- ◆ 給与規程を変更して、確定拠出年金(401k)掛金の原資となる振り替え枠を設けます。
- ◆ 振り替えた掛金枠の中で、加入希望者が任意に振り替え額を決めます。



- Aさん 401kを選択していないので、給与規程改定後も手取り額は変わりません。
- Bさん、Cさん 401k掛金は給与として扱われないため、社会保険料、所得税・住民税の対象外となります。

(4) メリットと留意点

	企業から見て	加入者から見て
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の資産形成を制度面で支援 企業年金実施による優秀な人材確保 * 401kは中途採用者にも有利 社会保険料等の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ライフプランに応じた生活設計の構築 拠出、運用、受給段階での税制措置 社会保険料、所得税・住民税等の軽減
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 制度導入・運営費用がかかる 401k掛金と給与額の管理負荷 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、60歳まで年金資産の引き出し不可 厚生年金、雇用保険等の給付額の減少

- 給与規程の改定(労使合意)が必要となります。
- 社会保険料の基礎となる標準報酬は、報酬のレンジごとに定まるため、給与の変動がレンジの変動をもたらすかどうかは明確ではありません。レンジが変わらなければ、社会保険料等も変化しません。
- 貴社が掛金を拠出しない場合、確定拠出年金を選択した加入者は、掛金を中断することはできません。

2 - 1 . 選択制確定拠出年金の概要

(5) 従業員から見た効果(例)

◆毎月5,000円、10,000円、20,000円を確定拠出年金(401k)の掛金として拠出した場合の社会保険料、税額の軽減見込額をシミュレーションしてみました。



Aさん(25歳)
年収 210万円
月収 17.5万円

Aさんの現在の社会保険料
(厚生年金、健康保険等)
及び直接税(所得税、住民税)は
社会保険料: 292千円
直接税: 36千円

Aさんの概算効果

401k年間掛金 (月額)	60,000円 (5,000円)	120,000円 (10,000円)	240,000円 (20,000円)
標準報酬等級			

社保、税金の 年間軽減額	19,825円	26,431円	52,852円
-----------------	---------	---------	---------



Bさん(40歳)
年収 380万円
月収 31.7万円

Bさんの現在の社会保険料
(厚生年金、健康保険等)
及び直接税(所得税、住民税)は
社会保険料: 549千円
直接税: 179千円

Bさんの概算効果

401k年間掛金 (月額)	60,000円 (5,000円)	120,000円 (10,000円)	240,000円 (20,000円)
標準報酬等級			

社保、税金の 年間軽減額	7,506円	42,981円	57,453円
-----------------	--------	---------	---------

1. 上表は、簡易的な手法を用いた概算シミュレーションであり金額を保証するものではありません。
2. 労使折半後の社会保険料率は、厚生年金8.206%、健康保険4.75%、介護保険0.755%(40歳以上のみ)、雇用保険0.6%としています。
3. 事業主個別負担の料率は、雇用保険料0.95%、労災保険料0.3%、児童手当拠出金0.13%としています。
4. 所得税・住民税は、平成23年度の税率を使用。税額計算の控除額は、基礎控除(38万円)とその他控除一律38万円と仮定しました。

公的年金の予想受取金

◆上記、Aさん、Bさんの年収が一定として、401kに加入しなかった場合の65歳からの公的年金受取額(年間)と401kに加入した場合の公的年金の減少額と社会保険料、税金の軽減見込額をシミュレーションしてみました。

401kに加入しなかった場合の65歳からの公的年金予想受取額(年間)



Aさん 128万円

401k加入



Bさん 157万円

401k加入

401k年間掛金 (月額)	60,000円 (5,000円)	120,000円 (10,000円)	240,000円 (20,000円)
公的年金 減少額(年間)	20,000円	20,000円	50,000円
社保・税金等の 軽減額(年間)	19,825円	26,431円	52,852円

401k年間掛金 (月額)	60,000円 (5,000円)	120,000円 (10,000円)	240,000円 (20,000円)
公的年金 減少額(年間)	0円	30,000円	30,000円
社保・税金等の 軽減額(年間)	7,506円	42,981円	57,453円

- 公的年金(厚生年金 老齢給付金)の受取額は、日本年金機構HP「自分で出来る年金額簡易計算」より試算しています。
- 社会保険料、所得税等の軽減額、公的年金の予想受取額とも、簡易な方法でシミュレーションしたものであり、実際の金額とは異なる場合がございます(現行の社会保険制度、税制度を前提に試算しています)。
- 社会保険料の基礎となる標準報酬は、報酬のレンジごとに定まるため、給与の変動がレンジの変動をもたらすかどうかは明確ではありません。レンジが変わらなければ、社会保険料等も変化しません。

2 - 1 . 選択制確定拠出年金の概要

(6) 企業から見た効果(例)

◆選択制確定拠出年金を導入された企業様の社会保険料軽減見込額をシミュレーションしたものです。

【ケース1】 製造業(木製品製造業) 20名様の場合

【従業員の401k選択】

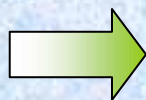
全従業員が
毎月1万円を拠出



【年間の軽減効果】

事業主: **約35万円軽減**
従業員: 平均約2.8万円軽減

全従業員が
毎月2万円を拠出



事業主: **約75万円軽減**
従業員: 平均約5.8万円軽減

【ケース2】 ソフト開発受託業 57名様の場合

【従業員の401k選択】

全従業員が
毎月1万円を拠出



【年間の軽減効果】

事業主: **約90万円軽減**
従業員: 平均約3.4万円軽減

全従業員が
毎月2万円を拠出



事業主: **約175万円軽減**
従業員: 平均約6.7万円軽減

- 上記は、確定拠出年金を導入した企業様の従業員データ(生年月日、賃金台帳など)を基に、当時の社会保険料率、税率で簡易的な手法により試算したものであり、実際の軽減額とは異なる場合があります。
- シミュレーション上、全員加入で試算していますが、選択制確定拠出年金は、加入希望者だけで制度を実施することが出来ます。

貴社の軽減効果を試算してみませんか!?

弊社では、軽減効果の無料診断サービスを行っております。下記の資料で試算は可能ですので、裏面の連絡先までお気軽にお問合せください。

1. 企業情報 (企業名、住所、所在地、業種、担当者連絡先等)
2. 従業員情報 (生年月日、入社年月日、性別、賃金台帳等の給与データ)

2 - 2 . 選択制確定拠出年金の加入条件

(1) 加入企業

◆厚生年金適用事業所であることが加入の前提です。個人事業主も加入することができます。

(2) 加入対象者

- ◆60歳未満の厚生年金被保険者の方が加入対象になります。
- ◆役員の方も加入することができます。
- ◆一部従業員のみを加入対象または非対象とする場合は、弊社にご相談ください。

(3) 掛金月額(1人あたり)

- ◆3,000円から51,000円の範囲(1,000円単位)でお選びいただけます。
- *他の企業年金制度を実施している場合は、25,000円が上限となります。

(4) 制度導入・運営費用

◆本プランの導入・運営にかかる費用(加入企業負担)として、初期費用と継続費用がかかります。

(金額単位:円 税込み)

加入者数	初期費用 プラン登録費用	継続費用<ランニング費用>		
		年間	運営管理・事務費	資産管理費
3名	63,000	51,933	50,043	1,890
4名	63,000	56,994	54,474	2,520
5名	63,000	62,055	58,905	3,150
6名	63,000	67,116	63,336	3,780
7名	63,000	72,177	67,767	4,410
8名	63,000	77,238	72,198	5,040
9名	63,000	82,299	76,629	5,670
10名	63,000	87,360	81,060	6,300
11名	63,000	92,421	85,491	6,930
12名	63,000	97,482	89,922	7,560
13名	63,000	102,543	94,353	8,190
14名	63,000	107,604	98,784	8,820
15名	63,000	112,665	103,215	9,450
16名	63,000	117,726	107,646	10,080
17名	63,000	122,787	112,077	10,710
18名	63,000	127,848	116,508	11,340
19名	63,000	132,909	120,939	11,970
20名	63,000	137,970	125,370	12,600
25名	63,000	163,275	147,525	15,750
30名	63,000	188,580	169,680	18,900
35名	63,000	213,360	191,310	22,050
40名	63,000	238,140	212,940	25,200
45名	63,000	262,920	234,570	28,350
50名	63,000	287,700	256,200	31,500

(備考)

左表は、消費税を含めた金額です。

初期費用は、制度導入時のみ費用が発生します。

継続費用は、月々の加入者数により変動します。左表の継続費用は1年間加入者数に 変動がない場合です。

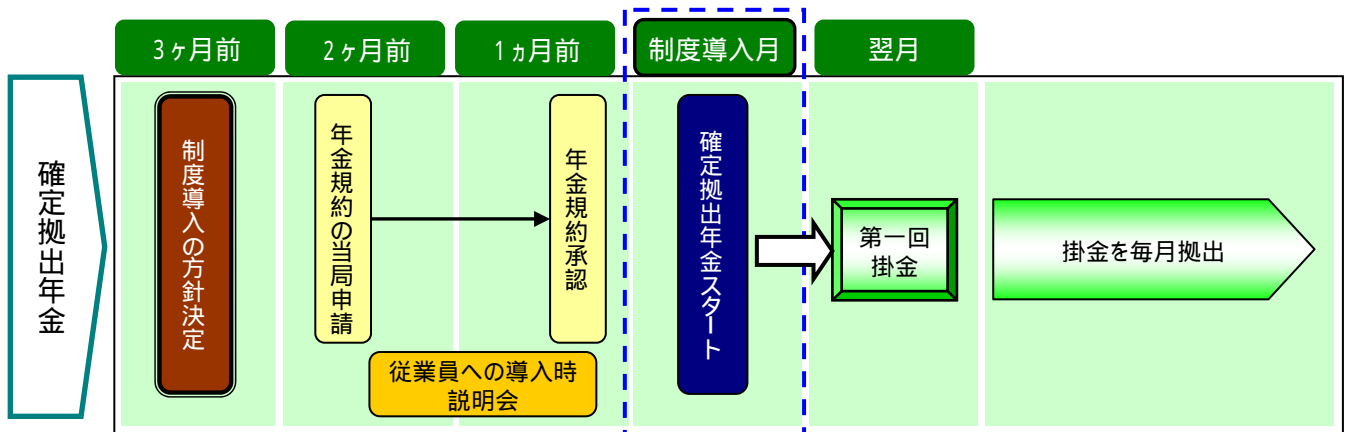
継続費用は、加入者数が増える毎に逓減していきます。

投資教育DVDを1本無料でご提供いたします。テキスト代は1セット840円となります(データでの提供は無料)。

この他、本人負担のコストとして、投資信託の信託報酬、脱退した場合の移換手数料、給付時の送金手数料などが本人の年金資産から控除されます。

(5) 制度導入スケジュール(例)

◆確定拠出年金の導入するには地方厚生局への申請が必要で、最短でも3ヵ月かかります。



2 - 3 . 弊社選択制確定拠出年金プランのサービス

(1) 加入者向けサービス

- ◆加入者向けのホームページ、コールセンターは、企業から高い評価を得ている野村証券年金サポート & サービスが提供いたします。

ホームページ

見たい情報をすぐアクセス

- ▶休日でも深夜でも、ホームページや携帯電話、スマートフォンで、いつでもご自分の資産状況を確認できます。
- ▶初回設定後は、口座番号と4桁の暗証番号でアクセスできます。しかも携帯サイトの場合は、暗証番号の入力だけで可能です。

運用支援の情報・ツールの充実

- ▶運用商品を決めるためのYES、NO方式による運用スタイル診断や将来の受取額試算など、シミュレーション機能もたいへん充実しています。
- ▶きめ細かい運用商品情報やマーケット情報など、加入者の資産運用をしっかりサポートいたします。

トップ画面で
資産状況がすぐわかります！



コールセンター

最初からオペレーターが対応

- ▶確定拠出年金制度の内容や運用商品の特征など、最初からオペレーターが対応しますので、即座に相談内容をお受けできます。
- ▶制度導入前から利用できますので従業員説明会実施後のお問合せへ対応も可能になります。

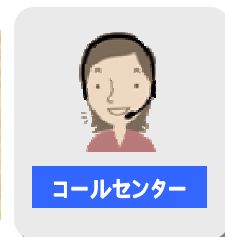
退職後も継続利用

- ▶退職後も引き続きコールセンターを利用できますので、退職後の手続きはコールセンターで完結されます。
- ▶人事担当者様の退職者との手続きも「コールセンターに連絡してください」で完了します。

最初から有人対応で
通話料は無料！

オペレーターの受付時間

平日：9時～21時
土日：9時～17時
(祝日、年末年始は休み)



<ご参考> 「第7回 企業型確定拠出年金制度の制度運営管理に関する調査」

社団法人企業福祉・共済総合研究所 DC導入企業2,853社に調査 有効回答448社 調査期間:2010年3月～4月中旬

ホームページ：『希望画面へのアクセスのし易さ』、『必要な情報の充実度』、『コンテンツ内容のわかり易さ』、『シミュレーションが豊富』 13運営管理機関中 すべて1位の評価

コールセンター：『対応の適切さ』、『資格喪失後の手続きの説明』1位、『親切さ』、『つながり易さ』3位、『退職制度の説明』4位

2 - 3 . 弊社選択制確定拠出年金プランのサービス

(2) 運用商品ラインアップ

◆ 選択制確定拠出年金プランの運用商品は、加入者にとってわかりやすくシンプルな商品構成としており、元本確保型1商品、投資信託7商品の計8商品を選定しています。

< あいおいニッセイ同和の年金傷害 >

・ 払込時の保証利率が保証期間満了日まで適用されており、返れい金が払込み保険料(元本)を下回ることはありません。

< 投資信託商品 >

・ 「国内債券」、「国内株式」、「外国債券」、「外国株式」の4資産に、それぞれ1商品をラインアップ

・ さらに、4資産をあらかじめミックスした「バランス型」を3種類をラインアップ

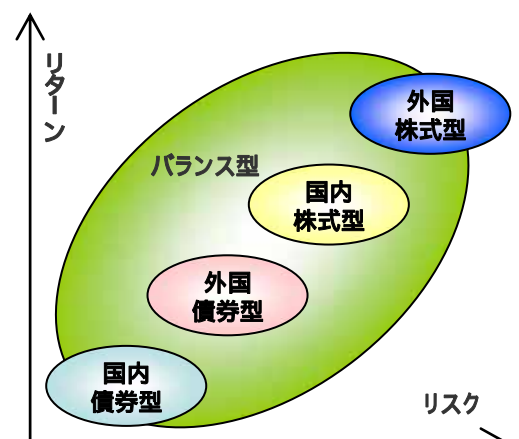
分類		運用商品名	信託報酬 (年率・税込)	信託財産 留保額
元本 確保型	損害保険	あいおいニッセイ同和 確定拠出年金用傷害保険(5年)		
投資 信託	バランス型	マイストーリー・株25(確定拠出年金向け) マイストーリー・株50(確定拠出年金向け) マイストーリー・株75(確定拠出年金向け)	1.10% ± 0.15%程度* 1.15% ± 0.15%程度* 1.20% ± 0.15%程度*	(解約時) 0.25%
	国内債券型	野村国内債券インデックスNOMURA-BPI総合 (確定拠出年金向け)	0.168%	(解約時) 0.10%
	外国債券型	トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	0.2205%	(買付・解約時) 0.10%
	国内株式型	トピックス・インデックス・オープン (確定拠出年金向け)	0.5985%	
	外国株式型	三菱UFJ<DC>外国株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	0.8295%	(解約時) 0.10%

* 当該ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した投資者が負担する実質的な信託報酬で、指定投資信託証券の変更等により今後異なる場合があります。

各商品の特征およびリスク・リターンの関係

	特徴	主なリスク			
		価格 変動	金利	為替	信用
保険 商品	・ 予め決められた保険期間、保証利率 で運用されます。 ・ 満期前に解約しても元本は保証され ます。				
債 券	・ 公的機関や企業などが発行します。 ・ 発行体が一定の利息と満期時の元 本返済を保証します。				
株 式	・ 企業への出資証券です。 ・ 企業業績や経済情勢などにより、価 格が変動します。				
投資 信託	・ 多くの投資家から集めた資金を債券 や株式など、さまざまな投資対象に 分散投資します。				

【投資信託のリスク・リターンのイメージ】



この図はあくまでもイメージを表したもので、実際の収益などを予測するものではありません。

：影響を受ける ：外貨建てに投資を行なう場合は、影響を受ける ：原則、影響を受けない

この資料は確定拠出年金法第24条およびその他の関連法令に規定する運用の方法に関する情報の提供に資する商品説明資料として、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が作成したものです。
この資料は運用商品の概要を説明したものであり、金融商品取引法に基づく契約締結前交付書面等ではありません。
この資料は2011年11月末現在における運用商品の内容に基づき作成しておりますが、事前の断りなく変更される場合がございます。

ご参考

(1) 確定拠出年金の積立金額(概算)

- ◆毎月の掛金を運用した場合の概算積立金額です。年2.0%で運用した場合の試算結果ですので、目安としてご参照ください。横軸は掛金月額、縦軸は積立期間、単位は円です。
- ◆積立金は60歳以降、一時金(一括)受取りか、5年・10年・15年・20年の年金受取りを選択できます。

	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
1年	36,400	60,600	84,800	121,200	181,800	242,400	303,000	363,600	424,200	484,800	545,400	606,000
3年	111,300	185,500	259,600	370,900	556,400	741,800	927,300	1,112,700	1,298,200	1,483,600	1,669,100	1,854,500
5年	189,200	315,300	441,500	630,700	946,000	1,261,400	1,576,700	1,892,100	2,207,400	2,522,800	2,838,100	3,153,500
10年	398,100	663,500	928,900	1,327,000	1,990,600	2,654,100	3,317,600	3,981,100	4,644,600	5,308,200	5,971,700	6,635,200
15年	628,800	1,047,900	1,467,100	2,095,900	3,143,800	4,191,700	5,239,600	6,287,600	7,335,500	8,383,400	9,431,400	10,479,300
20年	883,400	1,472,300	2,061,300	2,944,700	4,417,000	5,889,400	7,361,700	8,834,100	10,306,400	11,778,800	13,251,100	14,723,500
25年	1,164,600	1,940,900	2,717,300	3,881,900	5,822,800	7,763,800	9,704,700	11,645,600	13,586,600	15,527,500	17,468,500	19,409,400
30年	1,475,000	2,458,300	3,441,600	4,916,600	7,374,900	9,833,200	12,291,500	14,749,800	17,208,100	19,666,400	22,124,700	24,583,100
35年	1,817,700	3,029,500	4,241,300	6,059,000	9,088,600	12,118,100	15,147,600	18,177,100	21,206,600	24,236,100	27,265,700	30,295,200
40年	2,196,100	3,660,200	5,124,300	7,320,400	10,980,500	14,640,700	18,300,900	21,961,100	25,621,300	29,281,400	32,941,600	36,601,800

*実際の積立額は運用実績により個人毎に異なります。

(2) 給付時の税制優遇(控除額)

- ◆控除額が収入より多い場合は課税されません。
- ◆税制は2011年11月末現在の法令等に基づくものであり、変更される可能性があります。

老齢給付金

年金で受け取った場合の控除額・・・公的年金等控除
公的年金等控除額は、年金を受け取った人の年齢などにより定められており、金額は下表により算出します。

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	年金収入 × 2.5% + 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	年金収入 × 1.5% + 78万5千円
	770万円以上	年金収入 × 5% + 155万5千円
65歳以上	330万円以上	120万円
	330万円以上 410万円未満	年金収入 × 2.5% + 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	年金収入 × 1.5% + 78万5千円
	770万円以上	年金収入 × 5% + 155万5千円

*年齢の判定はその年の12月31日で行います。

一時金(一括)で受け取った場合の控除額・・・退職所得控除

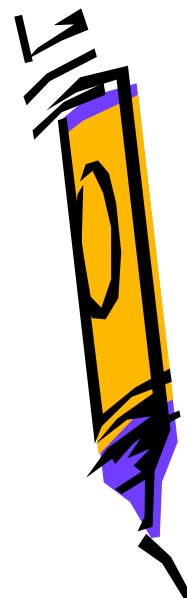
退職所得控除額は、一時金を受け取った人の勤続年金に応じて計算します。確定拠出年金では拠出期間(積立期間)を勤続年数とみなします。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数 × 40万円 (80万円以下の場合は80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

死亡一時金

みなし相続財産として、相続税の対象となります。ただし、すべての相続人が受け取った退職手当金など(確定拠出年金の死亡一時金以外も含みます)を合計した額が非課税限度額以下のときは、課税されません。

非課税限度額
500万円 × 法定相続人の数



**Insurance
Business
Network's
HOLDINGS GROUP**

IBNホールディングス株式会社

TEL 079 - 456 - 0880
FAX 079 - 456 - 0882



- 本資料は、2011年11月末現在における確定拠出年金法および関連法令に規定する内容に基づき作成しております。
- 本資料に記載されている情報については、作成日現在、弊社が信頼できると考えられる情報に基づいたものでありますが、弊社が正確かつ完全であることを保証するものではありません。
- 本資料に記載されている情報は、今後変更される場合がありますので、ご注意ください。
- 本資料は、概要を説明したものです。詳細な内容につきましては、弊社までお問い合わせください。